

Title	〔商法 一六〇〕 融通手形の振出人・受取人間の法律関係
Sub Title	
Author	黄, 清溪(Ko, Seikei) 商法研究会(Shoho Kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.8 (1976. 8) ,p.71- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760815-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一六〇〕 融通手形の振出人・受取人間の法律関係

〔判示事項〕

一、融通手形の振出人は、所持人に手形金を支払った場合、受取人に対し債務不履行に基づく損害賠償請求権を取得する

二、融通手形の振出人、受取人間における消費貸借の成否

〔事実〕

X（原告・被控訴人）は昭和四三年八月三十一日、Y₁（被告・控訴人）の依頼に応じ、Y₁に金融を得させるため、振出日同日、金額五〇万円、支払期日同年十一月三〇日、支払地および振出地京都府、支払場所A銀行大宮支店と記載した受取人白地の約束手形を振出し、Y₁に交付し、その際、Y₁はXに対し本件手形支払期日までに金五〇万円を支払う旨約し、Y₂はXに対しY₁の右の債務を連帯保証する旨約した。

Y₁は本件手形の割引をY₂に依頼し、同人の裏書によりB信用金庫

（貸金請求控訴事件、京都地裁昭和四六（一）二二号、昭四七・六・二八民二部判決
一審京都簡裁昭四五（一）三六七号、昭四六・二・一九判決
判例時報六八四号九〇頁）

で割引がなされ、割引代金はY₁が取得した。しかるに、Y₁らは、右約旨に反し、Xに対し金五〇万を本件手形の支払期日までに支払わなかつたので、Xはいつたん本件手形の支払を拒絶したが、昭和四三年二月五日、XおよびY₂が各二五万円を出捐して、本件手形の所持人であるBに対し手形金五〇万円を支払った。その後、Xは自己が出捐した二五万円を回復するために、Y₁らに請求したが、満足を得られなかつたので、本件訴訟に及んだ。一審においては、X、Y間に消費貸借関係が認められ、それに基づいてXの請求が認容されたが、Yにおいて控訴したのが本件である。

〔判旨〕

（一）甲が、乙の依頼に応じて、乙に金融を得させるため、乙に対し、約束手形を振出交付し、その際、乙が甲に対し、右約束手形の支払資金として右約束手形金額相当額を、右約束手形の支払期日

までに支払うことを約定した場合、乙が右約束手形金額相当額支払の債務を不履行したため、甲が自己の出捐により、手形所持人に対し、右約束手形金を支払ったとき、乙は、甲に対し、右債務不履行に基づく損害賠償として右甲の支払額相当額を支払う義務がある。

(二) 上記設例(一)の場合には、下記設例(三)の場合と異なり、直ちに、甲乙間に消費貸借の成立を認めえない。したがって、Xの『上記設例(一)の場合、甲が、手形所持人に対し、手形金を支払ったとき、甲乙間に甲の支払額相当額について消費貸借が成立する』旨の主張は採用できない。

(三) 上記設例(一)の場合と異なり、金銭の消費貸借にあたり、貸主甲が、借主乙に対し、金銭交付の方法として、金銭返還の期日より以前の日を支払期日とする約束手形を振出した場合、特別の事情のないかぎり、右約束手形振出交付の日に、右約束手形金額相当額について、甲乙間に消費貸借が成立すると解するのが相当である。

本件は、右設例(一)の場合に該当する。したがって、Xの消費貸借に基づく第一次請求は理由がないから棄却を免れず、これを認容した原判決を取消し、Xが、Y両名に対し、各自右損害賠償金および支払済まで遅延損害金の支払を求める第二次請求は理由があるから、これを認容する」。

〔評釈〕結論に賛成

融通手形が融通者から被融通者に交付される原因関係は種々雑多であるが、一般に、次のような共通内容が存するのを見ることがで

きると思う。すなわち、融通手形は、満期まで、被融通者において資金の融通のために利用する、一方、被融通者は融通者に、満期前に、支払資金の提供、或は手形を返還することを約束する。すなわち、あくまでも、当該手形の支払資金は被融通者がこれを負担するとの合意があるものと解しえる(高窪、融通手形講座2一九八頁参照)。

被融通者が約束通り、満期に手形資金の提供ないし手形の返還をすれば、融通手形をめぐる諸問題はすべて起きないが、しかし、被融通者が合意に違反し、一方、融通者が満期において手形所持人に当該手形金の支払をしたとき、はじめて問題が生ずる。

融通者が手形所持人に支払った手形金を、被融通者に対し、どのような根拠をもつて請求できるかが本件事案をも含めた右の場合の基本問題である。従来この問題の処理方法として、二つの態度がある。一つは、融通手形の授受時点に遡って、融通者と被融通者の関係はどのような法的性質のものであるかを先ず確定し、そして融通者の手形金支払はかかる法律関係の継続であるから、手形の振出から支払までをふくめた問題として処理する、もう一つは、融通手形満期前の事情には触れないで、専ら支払後における融通者の支払資金金についての跡始末の問題として処理する。

前者については、融通者と被融通者間においていかなる法律関係が存在するかは、融通契約の多様性に応じ個別的に判断すべきであつて、必ずしも同一の法律関係であると断定することはないと説明するものもある(小町谷・ジュリスト五四六号一二四頁)。しかし、融通手形全般に通じる基本的な特質をとらえて、統一的な法律関係を見

出だそうという試みとして、次の諸説がある。

①金銭消費貸借関係説 融通手形が振出され、被融通者がかかる手形の割引に因りて割引先より金銭の交付を受けるにより、手形面の金額と同一なる額を目的として両者間に消費貸借を成立せしむる意思表示ありしものと解する（大判大正一四・九・二四民集四卷一〇号四七〇頁）。要するに、融通手形を授受し、その割引を受けしめるという一連の行為の中に、消費貸借契約締結の意思表示を推認するといふものである。この場合に、消費貸借の成立時期はいつかという点については、見解が分かれている。消費貸借の成立は、手形交付があつた時点で成立するとみる立場（交付時説（田中耕・判民大正一四年度七六事件評釈三五五頁、喜多川・ジュリスト五四〇号一一二頁。判例もこの立場を採るものが多い、例えば、前掲大判、東京地判昭和四五・八・六週刊金融判例二五二号一一頁）と、被融通者が手形を割引いて、割引先から金銭の交付を受けた時点で成立する立場とみる（割引時説（東京高判昭和四一・五・三週刊金融判例一一号五頁）がある。この消費貸借関係説に対しては、次のような疑問が提示されている。先ず、交付時説に対しては、融通手形の授受が直ちに額面金額につき民法五八七条の要物性を充足するというには問題があり、更に、この見解によれば、融通者は現金の支出なくして、振出日より満期日まで、消費貸借契約において定められた利息を丸々利得するという不当な結果を生ずることになる（坂井・裁判手形法三〇二頁）。割引時説に対しては、被融通者が融通手形を第三者に裏書譲渡し、第三者において融通者たる振出人より手形金の支払を受けたときは、融通

者は、被融通者以外の者である第三者に現金を交付し、それにより融通者・被融通者間に金銭消費貸借契約が成立することになるが、そのようなことを認めてよいか疑問である。更に、被融通者が手形を他で割引くことによつて入手した金銭は、もし満期に手形が不渡りとなつて、手形所持人より遡求を受ければ、これを返還しなければならぬ運命にあるものである。その場合でも融通者と被融通者の間に消費貸借が存在することを肯定すると、被融通者にとつては二重払の危険が生ずることになる。以上の問題が存在する以上、消費貸借説の理論は認め難い。

②保証関係説 融通者は自己の信用を被融通者に供与して第三者から金融を受ける目的で手形を振出すものであり、しかも被融通者が右手形で第三者から金融を受け得た場合には、右手形の決済は融通者、被融通者間では被融通者の計算に属するもので、融通者が自ら融通手形の決済を行なつたとしてもそれは実質的に他人の債務を弁済したことになる訳であるから、融通者は被融通者に対する保証人としての実質を備えるものと解することができるものとする（東京地判昭和四二・四・二二民集一八卷三・四合併号四〇九頁、坂井「融通手形の抗弁の本質」手形研究一六三号七頁）。ところで、融通手形授受当事者間の信用利用の關係に限つて、これを実質的に保証關係として把えることはよいとしても、割引先である第三取得者まで含めてこれを保証として理論構成することには疑問がある。ただし、融通者は保証人といつても、あくまでも、手形所持人に対しては被融通者より先に手形債務を支払なければならないし、更に融通者と手形

所持人たる割引先との間には手形関係が存在している中で、手形の主たる債務者は振出人たる融通者である。けつして、融通者は保証債務者の従たる地位にいるとはいえないと思う。したがって、保証関係として構成することにも賛成しがたい。

③委任関係説 資金の融通の依頼を受けて手形を振出すということは、一種の委任契約に基づく義務の履行として手形を振出すのであり、手形の支払資金の提供を受けることは委任事務処理の費用の前払いを受けることであると解するのである（河本「融通手形の当事者間の法律関係」民商法雑誌七四卷三三四一二頁）。ところで、この見解は、支払資金の回復の面だけを把握するものであり、前述融通手形授受の合意内容が捨象されてしまい、融通手形授受の当初からの継続的な法律関係を把握するものとしては採用できない（斎藤武・商事法務六二九号二八頁）との批評がある。的確であると思う。

次に、融通手形授受の当初からの継続的な法律関係の問題として把握するのではなくて、満期における融通者の手形金請求に応じて支払をした以降をあらたな関係と見て、支払資金の回復のための構成をする後者の場合として、以下のような理論が展開されている。

①不当利得返還請求権説 被融通者が振出人たる融通者の手形金支払により所持人等に対して負つていた遡求義務を免れたがゆえに、被融通者は融通者の損失によつて利得をえたとの考えである。

したがって、融通者には当然に不当利得返還請求権を認める（東京地判昭和四五・二・二七判例時報六〇〇号一〇八頁。しかし、当事者間に融通手形の授受が存在する以上、被融通者はかかる関係に基づい

て手形を取得し、割引により対価を受けとるのであつて、けつして、法律上の原因がないといえない（喜多川前掲一一二頁）。一方、融通者の手形金支払についても、手形所持人との間に手形関係が成立している以上、手形金の支払は手形債務の履行であつて、そのこと自体としては、損失があつたとはいえないと思われる。故に不当利得関係をこの場合に構成すること自体は困難である。本来、不当利得はすべての法的手段がつくされたにもかかわらず、当事者間の利益関係上なお衡平が欠けている場合、最後の救済手段として登場するものであるが、融通手形授受の原因関係について、何ら法性質上の究明もなされず、不当利得で処理することにはいささか抵抗を感じずにはいられない。

もし、不当利得関係が認められるとしても、返還請求額は、利得の時を基準とするが、この場合の利得は被融通者が手形割引により割引先により割引料を差引いた割引額を受取ることにより生ずるのであるから、したがって手形金額の回復の請求はできないのである（斎藤武前掲二八頁）。

②消費貸借に基づく請求権説 融通者が満期に手形所持人に対して、手形金の支払をした時に、消費貸借が成立すると解するのである（東京高判昭和四三・七・三二判例時報五三六号五六頁、坂井前掲裁判手形法三〇七頁参照）。融通者としては、満期になつて手形所持人に手形額面金額を支払った時点で、被融通者に対する現金交付の実を果したものと見る。しかし、消費貸借が成立するためには、当事者間にこれを成立させる意思の合致が欠けることはできない。前述の如

く、融通手形授受の当事者間には、満期まで資金の融通のために手形の利用を認める意思があるのであつて、特別事情がある場合以外、一般的に満期後のことについても合意があるとは認められない。したがつて、満期における融通者の手形金支払によつて、常に金銭消費貸借契約を締結する意思表示があると推定することはできない。

③合意違反による損害賠償請求権説 融通手形を振出交付する際に、被融通者が満期までに融通者に代つて、手形金を支払うか、または手形を買戻す約定があつた場合、融通者には、支払期日を履行期として、手形金の支払につき融通者に責任を負担させないことを内容とするところの資金関係上の請求権があるのであり、融通者が自己の出捐により支払をしたときは、債務不履行による損害賠償請求権を行使することができるのである（山形地裁昭和三九・一・一〇判例タイムズ一七二号二二〇頁、そして本判決も同旨である）。ところで、融通手形の振出人たる融通者が所持人に対し手形金を支払つた場合、被融通者に対し取得する求償権を債務不履行による損害賠償請求権と認めても差支えないが、問題はかかる求償権がいかなる法律関係に基づき発生するかという点であつて、結局、融通手形授受当初において、いかなる法律関係が生じているかという根本問題に帰着することになる。そのことをまず明白にさせない以上、いかなる性質の損害賠償請求権が認められるかの問題が依然として残る。

以上の検討で明らかになつたことは、満期における融通手形の支払を境目に、以前の関係を追究しないで、支払後の関係のみを限つ

て構成することは、融通手形の本来の実態に合致しないので採用できない。他方において、融通手形授受の当初からの法律関係についても、それを強いて、金銭消費貸借、保証ないし委任関係と構成しても、融通手形の本質を説明し切れないところがあるので、これら諸説に従うことも躊躇せざるをえない。

その意味で、むしろ、融通手形授受における当事者の合意内容を直視し、すなわち、融通者は、被融通者に手形振出交付する義務を負う一方、他方被融通者は、満期前に、授受された手形或いは手形金相当額の金銭を、被融通者が選択権をもつて、融通者に返還する義務があるという合意は、一種無名契約たる諸成的消費貸借というべきである（我妻・債権各論中巻（一）三五四頁参照）。この諸成的消費貸借による目的物の返還期は、手形満期までである。そして、満期までに手形支払資金の提供ないし手形の返還がなく、融通者が手形の所持人に対し手形金を支払つた場合には、被融通者の債務不履行として、損害賠償を請求することができる（斎藤武前掲二九頁同旨）。

本判決においてはX・Y間の関係が充分にあきらかにされてはおらず、その点で理論的根拠につき不満があるが、上述の理由により、債務不履行に基づく損害賠償の問題として判断を下したその結論については賛成しうる。

黄 清 溪